

第 2 部

今後の山川幼稚園の運営の在り方



1 山川幼稚園の概要

名 称	指宿市立 山川幼稚園
目 的	学校教育法第 22 条に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
所 在 地	指宿市山川福元 32 番地
創 立	昭和 54 年 4 月（園児 80 人・職員 6 人）
定 員	80 人
教育年限	5 歳児（就学前の 1 箇年）
保 育 料	月額 4,500 円

2 今後の山川幼稚園の運営の在り方

(1) 園の課題

① 入園者数の減少

山川幼稚園は、昭和 54 年に開園し、昭和 58 年度の園児数 145 人をピークに年々減少し、平成 15 年度から平成 17 年度の園児数は一桁でした。平成 19 年度には、2 人（うち 1 人は市外居住者）の入園申請がありましたが、園児が少ないとの理由で 2 人とも辞退の申し出があり、休園措置を講じました。

平成 20 年度には 9 人が入園し、職員 1 人、パート 2 人（運転手含む。）の 3 人体制で再開園しましたが、同園の定員は 80 人で入園率⁵は約 11.0%でした。平成 21 年度は 11 人が入園し、入園率は約 14.0%、平成 22 年度は 12 人が入園し、入園率は 15.0%となっており、現状のままでは適正保育が期待できません。

また、本市には私立幼稚園が 6 園あり、定員の合計は 635 人です。平成 22 年 5 月 1 日現在の園児数は 321 人で入園率は約 50.6%となっています。

このように、私立の幼稚園も定員に達していないことから、他園の経営に悪影響を及ぼさぬよう、積極的な新入園児の募集は行っていない状況にあります。

⁵入園率：定員に対する在園児の比率のこと（園児数／定員）。

山川幼稚園の園児数推移

(単位：人)

		昭和		平成								
		58	60	5	15	16	17	18	19	20	21	22
園児総数		145	99	30	5	7	4	15	0	9	11	12
内 訳	指宿地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山川地域	145	99	30	5	7	4	15	0	9	11	10
	開聞地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2

※ 5月1日現在の園児数

② 園の運営経費

平成21年度の山川幼稚園の運営には、保育料及び地方交付税による約300万円の収入に対し、人件費や光熱水費などの直接経費を含め、約1,260万円の支出を行っており、約960万円の市の実質負担を要しています。これを園児1人当たりになると、約87万円を支出していることとなります。

		平成21年度 決 算	平成22年度 当 初 予 算
収 入	保 育 料	663 千円	540 千円
	地 方 交 付 税 (概 算 額)	2,390 千円	2,870 千円
	合 計	3,053 千円	3,410 千円
支 出	人 件 費	11,352 千円	11,857 千円
	直 接 経 費 ※ 1	1,256 千円	1,249 千円
	合 計	12,608 千円	13,106 千円
実 支 出 額 ※ 2		9,555 千円	9,696 千円
園 児 数 ※ 3		11 人	12 人
園児1人当たりのコスト※ 4		1,146 千円	1,092 千円
※ 5 園 児 1 人 当 た り の 実 質 市 負 担 額		868 千円	808 千円

※1 直接経費：光熱水費・消耗品費・修繕料等

※2 支出合計－収入合計

※3 5月1日現在の園児数

※4 支出合計÷園児数

※5 実支出額÷園児数

(2) 事務事業等の行政評価

本市では、行政の事務事業等を外部から評価するため、第三者行政評価機関として行政評価委員会を設置しています。同委員会は、学識経験者や市民等で構成されており、平成 20 年度も事務事業等の行政評価が行われ、山川幼稚園に対しては、次のような評価がなされました。

【平成 20 年度行政評価委員会評価内容（第 3 者委員会）】 「廃止」

山川幼稚園園児は過去 5 年を見ても、平成 16 年度 7 名、平成 17 年度 4 名、平成 18 年度 15 名、平成 19 年度 0 名、平成 20 年度 9 名、と定数 80 名に対し平均 10.0% 以下で、今後の人口統計から見ても入園者の増加が見込めない状況にあり、安定的な運営が困難になっている。

園児数が少ない状態では、集団生活の中で、遊びや生活を通し「人間関係」、「コミュニケーション」、「感性・創造性・表現力」等の直接的・間接的な体験を通して生きていく力を獲得する経験が得られにくくなるという弊害が懸念される。

また、指宿市内の私立幼稚園は平成 19 年度平均入所率 49.9% のため、通園バスを市内全域に走らせることで入園者の増加に努めるなどしており、市として山川幼稚園への勧誘を積極的に行うことは私立幼稚園との共存の阻害要因となってきた。

なお、山川幼稚園の廃止にあたっては教育計画との整合を図るとともに、将来的に入園の可能性がある市民への説明を十分に行うこととする。

【平成 20 年度行政改革推進本部評価内容（行政判断）】 「改善」

幼稚園の設置については条例上では学校として位置づけられる。山川幼稚園の今後のあり方については、地域代表、保護者代表、学識経験者、学校長及び教職員代表等 23 名で構成している指宿市学校施設整備計画検討委員会に諮問し、その答申を受け、行政評価委員会からの答申と併せて総合的に教育委員会で決定していく。

なお、幼稚園運営にあたっては、歳入・歳出面で見直し可能なものについては、適宜見直しを行っていく。



(3) 指宿市学校施設整備計画検討委員会からの答申

○ 基本的な考え方（当面の運営に当たって）

園は入園率も低い現状にあるが、市内の私立幼稚園も定員に達していないことなども考慮し、次のような基本的な考え方のもとに運営を行う。

- ア 運営は、指宿市条例及び規則に基づくものとする。
- イ 新入園児の募集は、これまでと同様に指宿市発行の広報紙に掲載する。
- ウ 通園バスによる園児の送迎も、これまで同様山川地域に限るものとする。

○ 今後の運営方針

適正な園児集団の構成なくしては保育効果が期待できないことや、厳しい財政状況等を考慮し、今後の運営方針について次のように定めた。

- ア 平成 22 年度以降、年度当初の入園申込み園児数が 2 年間続けて 20 人未満の場合は園の廃止を検討する。
- イ 園の運営を継続する場合は、健全な運営を図るため、歳入・歳出面における見直しを行う。

（理由）

- 幼児の心身ともに健全な発達を図るためには、20 人の園児が必要であり、20 人の園児数であれば、2 組（10 人ずつ）、4 組（5 人ずつ）など、グループ編成もしやすい。
- 園児数が少ない状況では、園児 1 人当たりにかかるコストも大きく、厳しい財政状況の中で、このままの運営は難しい。
- 市民の理解を得ながら、客観性のある判断をするために、2 年間の動向を見ることとする。
- 行政改革推進本部（評価）においても、「歳入・歳出面で見直し可能なものについては、適宜見直しを行っていく。」とされており、健全な運営を図るためには、保育料や人件費など歳入・歳出面の見直しが必要であると考えます。

(4) 今後の運営方針

- 平成 23 年度以降、年度当初の入園申込み園児数が 2 年間続けて 20 人未満の場合は園の廃止を検討します。
- 平成 25 年度以降も園の運営を継続する場合は、歳入・歳出面における見直しを行います。

学校教育法第 22 条に、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」と規定されています。ここで述べられている適当な環境を構築するためには、友達同士で切磋琢磨し合い、グループ同士での活動が可能で、保育効果も期待できる最低 20 人の園児が必要です。

山川幼稚園の園児数は 10 人前後で推移し、平成 19 年度には休園を余儀なくされました。少子化、核家族化、共働き世帯の増加等、幼児保育を取り巻く環境は大きく変化してきており、今後も、園児数の大幅な増加は見込めない現状です。

また、市内の私立幼稚園も定員に達していないことから、共存できるよう考慮していかなければなりません。

そのようなことから、山川幼稚園の運営は、現行の指宿市条例及び規則に基づくものとし、新入園児の募集は、これまでと同様に指宿市発行の広報紙に掲載するとともに、通園バスによる園児の送迎も山川地域に限定するものとし、

また、山川幼稚園は園児数が少ないため保育料等による収入も少なく、経費の多くを市費に依存している状況です。

行政評価委員会及び指宿市学校施設整備計画検討委員会でも、山川幼稚園の現状では、幼児の健やかな成長のための適当な環境を与えることや、健全な運営を行うことは困難であるとの評価等がなされています。

以上のことを踏まえて、幼稚園本来の目的の達成及び健全な運営が実現できるよう、指宿市学校施設整備計画検討委員会からの答申及び行政評価委員会評価を含め総合的に判断し、「今後の運営方針」を定めました。

市民及び関係者等の理解を得るためにも、本運営方針に関する説明会等を実施の上、今後の山川幼稚園の運営を行います。